

電波法の一部を改正する法律案の概要

特定の周波数を用いる電気通信業務用基地局(携帯電話基地局)について、総務大臣が定める開設指針に適合する計画を申請した者の中から、入札等(入札又は競り)により、最も入札価額の高い者の入札開設計画を認定する制度を創設する。

※ 開設計画の認定制度は、開設計画の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

背景

総務省では、2010年12月に「『光の道』構想に関する基本方針」及び「『光の道』構想実現に向けた工程表」を公表し、オークションについて早急に検討の場を設け議論を進め、2011年中にその結論を得ることとした。

その方針を踏まえ、周波数オークションの我が国での導入に関して検討を行うため、総務副大臣(情報通信担当)主催の懇談会を開催し、昨年12月19日に最終取りまとめを行った。

電波法の改正（主な改正概要）

(1)入札開設指針の策定

電気通信業務用基地局の免許を申請できる者を入札等により決定することが電波の経済的価値の十全な発揮に資すると認められる場合、当該基地局に関する入札開設指針を策定(入札対象とする周波数に関する事項、認定の有効期間(20年を上限)、保証金及び落札金の納付方法及び期限、入札等の実施方法に関する事項等を記載)

(2)入札開設計画の認定

入札開設計画の認定の申請があった場合、入札開設計画が入札開設指針に照らし適切なものの中から、入札等を実施し、最も入札価額の高い者の入札開設計画を認定

(3)保証金及び落札金の納付

入札等に参加する者は入札開設指針で定める額の保証金を提供し、入札開設計画の認定を受けた者は落札金を国へ納付

(4)その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日。